

介護職員処遇改善加算及び介護職員 特定処遇改善加算について

長崎県ホームページ（介護職員処遇改善加算・特定加算関係）
県ホームページ⇒分類で探す⇒福祉・保健⇒高齢者・介護保険
⇒介護保険事業者の諸手続き⇒【介護保険】令和2年度（2020年度）
介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の届出について

長崎県福祉保健部長寿社会課

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 2 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	〇〇ケアサービス					
法人名	〇〇ケアサービス					
法人所在地	〒					
	長崎市尾上町3-1					
	〇〇ビル18F					
フリガナ	ナガサキ タロウ					
書類作成担当者	長崎 太郎					
連絡先	電話番号	095-895-0000	FAX番号	095-895-9999	E-mail	aaa@aaa.aa.jp

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

(1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 2 年度介護職員処遇改善加算の見込額	50,388,000	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	55,000,000	円
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	343,000,000	円
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	288,000,000	円
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	358,500,000	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	54,500,000	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	16,000,000	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 5 月 ~ 令和 3 年 4 月	

【記入上の注意】

- ・(1)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及びii) (ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・(1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- ・(1)④ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- ・(1)④ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

加算を取得する前年の1~12月の実績を入力してください(ア)~(エ)

(ア)前年度の介護職員の賃金の総額欄の考え方について
・前年の1~12月の期間において、職員の方に給与・賞与等が支払われた実績分を記載して下さい。
ただし、昨年と比較して職員数の増減等があった場合、今年の職員数に合わせて介護職員の賃金の総額を推定した額を記載します。(賃金水準を合わせる。)
以下同様に(イ)、(ウ)、(エ)についても同じような考え方になります。

! 原則、計画年の4月から翌年3月までの連続する期間を記入してください。

長崎県では、例年どおり国通知のほか下記の賃金改善期間も選択可能となっています。

①令和2年4月~令和3年3月(国通知の期間・サービス提供期間と同じ期間)
②令和2年5月~令和3年4月(国保連総額通知と同じ期間)
③令和2年6月~令和3年5月(加算受給月と同じ期間)
④令和2年7月~令和3年6月(国保連からの振込後の期間)

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分			
② 介護職員処遇改善加算の取得状況			
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の算定状況	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり		
④ 特定加算の算定対象月			
⑤ 令和 2 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)	20,406,000	円	
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は⑥欄の額を上回る可)	20,700,000	円	
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	386,900,000	円	
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	366,200,000	円	
(ア)前年度の賃金の総額	439,700,000	円	
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	54,500,000	円	
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額	19,000,000	円	
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円	
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	51,000,000 円	235,000,000 円	80,000,000 円
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	220.8 人	1,135.8 人	420.8 人
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	18.4 人	94.6 人	35.0 人
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	230,978 円	206,903 円	190,114 円
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか一つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input type="radio"/> (A)のみ実施 (20,406,115 円) (20,406,115 円)		
	<input type="radio"/> (A)及び(B)を実施 (20,406,031 円) (5,715,408 円) (14,690,623 円)	12,941 円	
	<input checked="" type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 (20,406,139 円) (5,043,955 円) (12,963,984 円) (2,398,200 円)	11,420 円	5,710 円
	<input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 (0 円) (0 円) (0 円) (0 円)		
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	6	人(見込)	
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()		
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 2 年 5 月 ~ 令和 3 年 4 月 (12 か月)		

← 加算を取得する前年の1~12月の実績を入力してください。(ア)~(エ) 介護職員処遇改善加算と同様の考え方になります。

← 月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者について、必要人数を設定できない場合は、必ず下記の理由欄のチェックをお願いします。
 <理由欄の考え方>
 ①小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。⇒事業所の特定加算月額が8万円以下の場合(目安)
 ②職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
 ⇒県として「賃金水準が低い」の目安や基準は設定しておりませんので各事業所にてご判断下さい。
 ③月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
 ⇒上記を説明できるような説明資料(説明文書・その他資料)については、提出不要ですが県から問い合わせがあった場合には説明できるようにしておいて下さい。
 介護職員処遇改善加算の賃金改善期間と同じ考え方になります。

【記入上の注意】

- ・ (2)⑥ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)及び ii) (ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (2)⑥ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	<p>(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)</p> <p><input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>(賃金改善に関する規定内容)</p> <p>例○介護職員の基本給の引き上げ(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)</p> <p>基本給 月給 ○○○○～○○○○円の増額 時間給 ○○○～○○○円の増額 ※ 上記の額には、平成○年○月から処遇改善加算を取得しており、より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含む。</p> <p>※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</p> <p>(上記取組の開始時期) 平成 30 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)</p>

補足説明:各種手当(例)については、下記のとおりです。なお、既存の手当増額も賃金改善対象です。

- 職務関連
主任手当(リーダー)、初任者手当(新規入職後3年以内の離職を防止する。)、資格手当(介護福祉士などの資格・民間資格可)、業務手当(職務内での重要業務担当者に対して)、喀痰吸引ができる人を増やす)、認知症介護研修終了手当(研修受講者を増やす)
- シフト関連
夜勤手当、年末年始手当、変則勤務手当、休日変更手当
- 賃金改善額に含まれない手当
介護の仕事とは直接関係がない……通勤手当、住居手当、家族手当、転居手当
法令で計算が義務となっている。……時間外手当、深夜勤務手当、法定休日手当

ロ 介護職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	<p>例○次の条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定</p> <p>①介護職員として勤続10年以上(系列法人の他、他法人における実務経験を含む)</p> <p>※法人として10年相当の経験があると認めたと者を含む</p> <p>②介護福祉士の資格を有する者</p> <p>③勤務成績の評価が○以上である者</p>
賃金改善を行う職員の範囲	<p><input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種</p> <p>((A)にチェック(✓)がない場合その理由) ()</p>
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	<p>(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)</p> <p><input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>(賃金改善に関する規定内容)</p> <p>例○特定処遇改善加算の新設(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)</p> <p>特定処遇改善加算の額を次のとおりとする。</p> <p>経験・技能のある介護職員 月額 ○○○○～○○○○円 他の介護職員 月額○○○○～○○○○円 その他の職種 月額○○○○～○○○○円</p> <p>※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</p> <p>(上記取組の開始時期) 令和 年 月 (<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)</p>

介護職員処遇改善加算と同じく介護職員・その他職員の賃金改善(基本給、手当、賞与等※退職金を除く)を記載して下さい。

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ii)(エ)又は(2)⑥ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ、イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input type="checkbox"/> ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること
	<input checked="" type="checkbox"/> ②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること 例○実務経験が3年以上の介護職員に対し、実務者研修の受講費用として、○○万円を支給 ○介護福祉士国家試験対策として、法人内で資格取得のための研修会を実施
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input checked="" type="checkbox"/> ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input type="checkbox"/> ③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。		

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

<処遇改善加算のみ>
キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲを「該当あり」としている事業所においては、それぞれの要件を満たしていることを就業規則・給与規程等で明文化(文章化)している必要があります。もちろん、キャリアパス表の作成でも対応可能です。(事例)キャリアパス要件Ⅰ イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。※この事例においては、常勤職員だけでなく非常勤職員(パート・アルバイト)についても記載等がなされているかご確認下さい。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

【処遇改善加算】
平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で**必ず1つ以上**にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】
平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず**全て**にチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、**それぞれ1つ以上の取組を行う**こと。 ※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

分類	内容
資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)
	<input type="checkbox"/> その他:
労働環境・処遇の改善	<input type="checkbox"/> 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input checked="" type="checkbox"/> ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴、訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	<input type="checkbox"/> 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	<input type="checkbox"/> 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	<input type="checkbox"/> 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
<input type="checkbox"/> その他:	
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<input type="checkbox"/> 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	<input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	<input checked="" type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換
	<input type="checkbox"/> 職員の増員による業務負担の軽減
	<input type="checkbox"/> その他:

5 見える化要件について<特定加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他() / <input type="checkbox"/> 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書

<特定加算のみ>
令和2年度(2020年度)より見える化要件が特定加算の必須要件となっております。
(見える化要件)
特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。
具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。
当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

確認項目欄のチェックを忘れずをお願いします。

本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。

会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

＜職員への周知について＞

事業所は、処遇改善計画書の内容について職員の方への十分な周知をお願いします。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 2 年 2 月 28 日 法人名 ○○ケアサービス
代表者 職名 氏名

代表者の押印が不要となりました。

別紙様式2-2 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名 ○○ケアサービス

介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 50,388,000

新規：処遇改善加算を新たに算定
 継続：現在の加算区分を継続
 区分変更：加算Ⅱ→加算Ⅰ 等

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(1) 介護職員処遇改善加算										19	
																		介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位あ たりの単 価[円](b)	新規・継続の 別	算定する 介護職員 処遇改善 加算の区 分		加算 率 (c)
都道府県	市区町村	令和 2 年 4 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 2 月	令和 5 年 1 月	令和 6 年 12 月	令和 7 年 11 月	令和 8 年 10 月	令和 9 年 9 月																				
1	1	3	3	4	5	6	7	8	9	1	長崎県	長崎県	大村市	介護保険事業所名称01	訪問介護	250,000	10.00	継続	加算Ⅱ	10.00%	令和 2 年 4 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 2 月	令和 5 年 1 月	令和 6 年 12 月	令和 7 年 11 月	令和 8 年 10 月	令和 9 年 9 月	3,000,000
2	1	3	3	4	5	6	7	8	9	2	長崎県	長崎県	諫早市	介護保険事業所名称02	通所介護	400,000	10.00	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和 2 年 4 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 2 月	令和 5 年 1 月	令和 6 年 12 月	令和 7 年 11 月	令和 8 年 10 月	令和 9 年 9 月	2,832,000
3	1	3	3	4	5	6	7	8	9	3	時津町	長崎県	時津町	介護保険事業所名称03	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	400,000	10.00	新規	加算Ⅰ	13.70%	令和 2 年 4 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 2 月	令和 5 年 1 月	令和 6 年 12 月	令和 7 年 11 月	令和 8 年 10 月	令和 9 年 9 月	6,576,000
4	1	1	3	4	5	6	7	8	9	4	長崎県	長崎県	長与町	介護保険事業所名称04	介護老人福祉施設	2,000,000	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和 2 年 4 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 2 月	令和 5 年 1 月	令和 6 年 12 月	令和 7 年 11 月	令和 8 年 10 月	令和 9 年 9 月	19,920,000
5	1	4	3	4	5	6	7	8	9	5	新上五島町	長崎県	新上五島町	介護保険事業所名称05	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	400,000	10.00	継続	加算Ⅱ	7.40%	令和 2 年 4 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 2 月	令和 5 年 1 月	令和 6 年 12 月	令和 7 年 11 月	令和 8 年 10 月	令和 9 年 9 月	3,552,000
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6	長崎県	長崎県	西海市	介護保険事業所名称06	介護老人保健施設	2,800,000	10.00	新規	加算Ⅰ	3.90%	令和 2 年 4 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 2 月	令和 5 年 1 月	令和 6 年 12 月	令和 7 年 11 月	令和 8 年 10 月	令和 9 年 9 月	13,104,000
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6	長崎県	長崎県	平戸市	介護保険事業所名称06	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	300,000	10.00	区分変更	加算Ⅰ	3.90%	令和 2 年 4 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 2 月	令和 5 年 1 月	令和 6 年 12 月	令和 7 年 11 月	令和 8 年 10 月	令和 9 年 9 月	1,404,000
8																				令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月		
9																				令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月		
10																				令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月		
11																				令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月		
12																				令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月		
13																				令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月		
14																				令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月		
15																				令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月		
16																				令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月		

< 処遇改善加算のみ >
 ・新規及び区分変更(上位加算取得 加算Ⅲ→加算Ⅰ)
 の場合においては、キャリアパス要件を満たしていること
 を示す書類(就業規則・給与規程など)の資料添付をお
 願いします。

特別な事情に係る届出書（令和 年度）

基本情報

フリガナ 法人名					
法人所在地	〒				
フリガナ					
書類作成担当者					
連絡先	電話番号		FAX番号		E-mail

1. 事業の継続を図るために、介護職員の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支（介護事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

2. 賃金水準の引き下げの内容

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

令和 年 月 日 (法人名)
(代表者名)

令和 年 月 日

長崎県知事 殿

(法人名)
(代表者名)

印

令和 年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る変更届書

下記のとおり変更が生じたので、必要な書類を添えて届け出ます。

記

- 1 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善計画書の作成単位の変更

<添付資料>

- ・当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容（任意様式）

- 2 当該届出に関する事業所等の増減（新規指定、廃止等）

増減する事業所等

異動区分 (○で囲む)	介護保険事業所番号	事業所等の名称	サービスの種別
新規・廃止			
新規・廃止			

<添付資料>

- ・変更後の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善計画書

- 3 就業規則・給与規程の改正（職員の処遇に関する場合）

<添付資料>

- ・改正後の就業規則・給与規程

- 4 加算区分の変更

<添付書類>

- ・変更後の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善計画書
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和 2 年度)

1 基本情報

フリガナ	〇〇ケアサービス					
法人名	〇〇ケアサービス					
法人所在地	〒 長崎市尾上町3-1 〇〇ビル18F					
フリガナ	ナガサキ タロウ					
書類作成担当者	長崎 太郎					
連絡先	電話番号	095-895-0000	FAX番号	095-895-9999	E-mail	aaa@aaa.aa.jp

【本報告書で報告する加算】 加算名称にチェックを入れること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 実績報告<共通>

※詳細は別紙様式3-2に記載

	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
① 令和 2 年度分の加算の総額	54,637,200 円	19,158,216 円
② 賃金改善所要額(i-ii) (右欄の額は①欄の額を上回る事)	54,798,780 円	19,173,720 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	(a)-(c) 342,798,780 円	(a)-(b) 385,373,720 円
本年度の賃金の総額(a)	359,160,510 円	440,010,920 円
介護職員処遇改善加算の総額(b)		54,637,200 円
介護職員等特定処遇改善加算の総額(c) (その他の職員への支給分を除く)	16,361,730 円	
ii) 前年度の賃金の総額【基準額1】【基準額2】	288,000,000 円	366,200,000 円

※②の「本年度の賃金の総額」には、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

※「前年度の賃金の総額」には、計画書の(1)④ii)又は(2)⑥ii)の額を記載すること。

③ 平均賃金改善額<特定>

	賃金改善を実施したグループ	前年度の平均賃金額(月額)【基準額3】	本年度の平均賃金額(月額)	平均賃金改善額 (配分比率)	改善後の賃金が最も高額となった者の賃金(年額)
(A) 経験・技能のある介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	230,978 円	257,127 円	26,149 円 (2.04)	
(B) 他の介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	206,903 円	219,710 円	12,807 円 (1.00)	
(C) その他の職種	<input checked="" type="checkbox"/>	190,114 円	196,144 円	6,030 円 (0.47)	3,000,000 円

※「前年度の平均賃金額(月額)」には、計画書(2)⑦iv)の額を記載すること。

④ 月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者<特定>

いずれかに該当する人数

7 人

(設定できない事業所があった場合その理由) ※複数回答可

- 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
- 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- その他 ()

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。

※ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 3 年 7 月 30 日

(法人名)

(代表者名)

別紙様式3-2 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書(施設・事業所別個表)

法人名

	本年度の加算の総額 [円]	(グループ別内訳)			本年度の賃金の総額[円]	(グループ別内訳)			本年度の常勤換算職員数[人]			経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上[人]	未設定の事業所 [人]
		経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)		経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)		
介護職員処遇改善加算の合計	54,637,200	9,026,914	45,610,286		359,160,510								
介護職員等特定処遇改善加算の合計	19,158,216	10,935,631	5,426,099	2,796,486	440,010,920	67,189,070	291,971,440	80,850,410	226.2	1,121.3	412.2	7	0

※本表に記載する事業所は、計画書の別紙様式2-2に記載した事業所と一致しなければならない。
 ※事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

介護保険事業所番号	指定権者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	介護職員処遇改善加算				介護職員等特定処遇改善加算				本年度の賃金の総額[円]			本年度の常勤換算職員数[人]			経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上[人]															
		都道府県	市区町村			算定する介護職員処遇改善加算の区分	本年度の加算の総額[円]	グループ別内訳		本年度の賃金の総額[円]	算定する介護職員等特定処遇改善加算の区分	本年度の加算の総額[円]	グループ別内訳			経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	経験・技能のある介護職員(A)		他の介護職員(B)	その他の職種(C)													
								経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)				経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)																				
1	1	3	3	4	5	6	7	8	9	0	長崎県	長崎県	大村市	介護保険事業所名称01	訪問介護	加算Ⅱ	3,420,000	568,519	2,851,481	22,663,840	特定Ⅰ	2,154,600	1,231,200	615,600	307,800	4,122,880	18,540,960	2,583,960	12.8	64.2	12.2	1			
2	1	3	3	4	5	6	7	8	9	0	長崎県	長崎県	諫早市	介護保険事業所名称02	通所介護	加算Ⅰ	3,086,880	748,334	2,338,546	29,390,400	特定Ⅰ	523,200	298,971	149,485	74,744	7,730,400	21,660,000	10,653,540	24.0	75.0	50.3	1			
3	1	3	3	4	5	6	7	8	9	0	時津町	長崎県	時津町	介護保険事業所名称03	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	加算Ⅰ	7,496,640	1,817,367	5,679,273	29,390,400	特定Ⅰ	3,447,360	1,969,920	984,960	492,480	7,730,400	21,660,000	2,499,240	24.0	75.0	11.8	1			
4	1	1	3	4	5	6	7	8	9	0	長崎県	長崎県	長与町	介護保険事業所名称04	介護老人福祉施設	加算Ⅰ	21,274,560	2,858,077	18,416,483	123,996,080	特定Ⅰ	4,037,040	2,306,880	1,153,440	576,720	18,295,280	105,700,800	28,211,760	56.8	366.0	133.2	1			
5	1	4	3	4	5	6	7	8	9	0	新上五島町	長崎県	新上五島町	介護保険事業所名称05	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	加算Ⅱ	3,864,576	808,474	3,056,102	34,072,290	特定Ⅰ	652,800	373,028	186,514	93,258	7,762,610	26,309,680	2,795,760	24.1	91.1	13.2	1			
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6	長崎県	長崎県	西海市	介護保険事業所名称06	介護老人保健施設	加算Ⅰ	13,995,072	2,010,709	11,984,363	119,647,500	特定Ⅰ	7,535,808	4,295,410	2,110,026	1,130,372	21,547,500	98,100,000	34,106,150	84.5	450.0	191.5	2			
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6	長崎県	長崎県	平戸市	介護保険事業所名称06	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	加算Ⅰ	1,499,472	215,434	1,284,038		特定Ⅰ	807,408	460,222	226,074	121,112										
8																																			
9																																			
10																																			
11																																			
12																																			
13																																			
14																																			
15																																			
16																																			
17																																			
18																																			
19																																			
20																																			